

●市町村における不妊治療に対する交通費・宿泊費の助成制度

	市町村	対象地域	対象治療	助成内容	問合せ先	
7	西之表市	全域	保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 なし	保健センター すこやか 0997-24-3233 健康増進課 0997-52-1111 (内線5057) 町民保健課(保健セ ンター) 0997-27-1133 くらし保健課 0997-26-1111 福祉支援課 0997-43-5900 (内線164) 保健福祉課 0997-57-2218 保健福祉課 0997-72-1068 子ども子育て応援課 69-4555 保健センター 0997-83-3121 保健センター 0997-85-4113 子育て支援課 0997-86-3111 保健センター 0997-84-3526 保健センター 0997-93-2075 保健センター 0997-97-5105	
16	奄美市	全域				
30	中種子町	全域				
31	南種子町	全域				
32	屋久島町	全域				
33	大和村	全域				
35	瀬戸内町	全域				
36	龍郷町	全域				
38	徳之島町	全域				
39	天城町	全域				
40	伊仙町	全域				
41	和泊町	全域				
42	知名町	全域				
43	与論町	全域				
20	三島村	全域	保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 あり	(交通費) ・島から鹿児島本土までの往復船運賃 (旅客運賃)を助成 ※ただし、1回の治療につき夫婦合わせて9往復分 が上限) (宿泊費) ・特定不妊治療中に宿泊施設を利用した際の 宿泊費の助成 ※ただし、1回の治療につき夫婦合わせて 1泊5,000円、15泊分が上限。実家泊の場合は 1泊3,000円(15泊分が上限)を助成。	民生課 099-222-3141
21	十島村	全域	保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 なし	(交通費：船賃) ・十島村航路運賃割引補助金交付要綱に規定する 割引された切符の額とする。 ・1回の治療あたり9往復分(夫婦ともに不妊治療を 受けた場合には、夫婦の往復数の合算分)を限度と する。 (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を 限度とする。 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで (うち、夫は治療として通院する1往復分の 宿泊)	住民課 099-222-2101
5	出水市	桂島	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 あり	(交通費：船賃) ・チャーター船を利用して桂島と野口漁港を往復する 場合の実費額 (1回の治療につき9往復を限度とする。) (宿泊費) ・1泊当たり5,000円 (1回の治療につき15泊を限度とする。)	健康増進課 0996-63-2143
9	薩摩 川内市	上甕島 中甕島 下甕島	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 その他、医師が行う 不妊治療で保険適用の もの ・上記と併用して行っ た先進医療 (不育治療)	単独補助 あり	(特定不妊治療) ・(交通費：船賃) 上限5,800円/往復、 1治療9往復まで ・(宿泊費) 上限5000円/泊の2/3、 15泊まで (一般不妊治療) ・(交通費：船賃) 上限5,800円/往復、 1治療9往復とし年間15往復まで ・(宿泊費) 上限5,000円/泊の2/3、 年間15泊まで	市民健康課 (川内保健センター) 0996-22-8811
23	長島町	獅子島	(特定不妊治療) (一般不妊治療) (不育治療) ・不妊及び不育に 関する検査及び 治療費	単独補助 あり	(交通費：船賃) ・町が定める交通費支給基準を1回の限度 とし、年間27回往復まで。 (宿泊費) ・上限5,000円/泊、1治療15泊まで	町民保健課 保健予防係 0996-86-1157
34	宇検村	全域	不妊治療における保 険適用による生殖補 助医療と先進医療	単独補助 あり	※県離島地域出産支援事業補助基準と同じ (交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要し た交通費を比較し、少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復ま で(うち、夫は治療として通院する1往 復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1 泊)を比較し少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで (うち、夫は治療として通院する1往復 分の宿泊) ※交通費・宿泊費あわせて上限20万	保健福祉課 0997-67-2212
37	喜界町	全域	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	単独補助 あり	(交通費：飛行機又は船賃、バス賃) ・保険適用による特定不妊治療を行う医療機関までの 各交通機関の割引 運賃額：1治療9往復まで (宿泊費) ・上限5,000円/泊、1治療15泊まで	保健福祉課 包括保健チーム 0997-65-3522

※ 県の先進医療不妊治療費助成や各市町村で独自に実施している不妊治療費助成を受給していることが必要